

お知らせ

- 納税は納期を守りましょう - 平成21年度税別納期限一覧

	第1期	第2期	第3期	第4期
固定資産税	6月1日	7月31日	9月30日	12月25日
軽自動車税	6月1日			
町県民税	6月30日	8月31日	11月2日	2月1日

	第1期	第2期	第3期	第4期
国民健康保険税 (普通徴収)	7月31日	8月31日	9月30日	11月2日
	第5期	第6期	第7期	第8期
	11月30日	12月25日	2月1日	3月1日

【問い合わせ】税務住民課 TEL 68-6692

身体障害者等に対する 軽自動車税減免制度について

身体に障害のある方または精神障害のある方(身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方)のために使用する軽自動車等で、一定の要件に該当するものについては、軽自動車税の減免制度があります。

減免を申請する場合は、軽自動車税の納期限7日前(5月25日(月))までに以下の書類を税務住民課へ提出してください。

なお、身体障害者等1人につき1台に限られます。

提出書類

- 平成21年度軽自動車税納税通知書(5月15日発送予定)
- 減免申請書(印鑑を持参してください)
- 本人若しくは本人の代わりに運転する方の運転免許証
- 身体障害者手帳等
- 申請書は、町ホームページからダウンロードすることができます。

【問い合わせ】税務住民課 TEL 68-6692

5月のB&G健康運動教室

ステップエアロビクス

1日(金)、15日(金)、29日(金) 14:00~15:00

かんたんエアロビクス

8日(金)、22日(金) 14:00~15:00

保険については各自で加入をお願いします。すでに加入されている方は必要ありません。

【問い合わせ】B&G 海洋センター TEL 68-4143

おんじゅく お知らせ版



発行日 平成21年4月25日 NO.527

編集 御宿町企画財政課 68-2512

http://www.town.onjuku.chiba.jp/

募集 「栄養教室」受講生募集

食生活改善推進員養成事業として、以下の日程で「栄養教室」を開催します。地域の健康づくり活動に必要な学習をするとともに、この機会を利用して、ご自身やご家族の毎日の食生活を見直してみませんか。

【日程】年間 回(6/19、7/24、9/18、10/16、11/20、1/15、2/19)

【場所】町保健センター

【内容】講義、調理、運動実習

6回以上出席の方に修了証書を交付します。

【対象】御宿町に住所を有し、栄養教室終了後、食生活改善推進員として活動できる方

【費用】3,000円(テキスト代、食材料費)

【定員】20名

【応募期間】5月22日(金)まで 定員になり次第終了します。

【応募先 問い合わせ】保健福祉課保健事業班 TEL 68-6717

高齢者のよい歯のコンクール

6月4日から6月10日までは「歯の衛生週間」です。夷隅郡市と歯科医師会では、毎年この時期に「高齢者のよい歯のコンクール」を開催しています。当コンクールに向けて、御宿町の代表を決める1次審査を以下のとおり実施しますので、歯に自信のある方は、是非ご参加ください。

【対象者】80歳以上で自分の歯(かぶせた歯・さし歯も可)が20本以上ある方(昭和4年3月31日までに生まれた方)

【応募期間】5月19日(火)まで

【審査期日】5月26日(火) 14:00

【場所】町保健センター 健康診査室

【内容】問診・歯科健診

1次審査で町代表に選ばれた方には、6月に開催される夷隅郡市の大会に出場していただく予定です。ご了承ください。

【応募先 問い合わせ】保健福祉課保健事業班 TEL 68-6717

ボランティア募集 御宿をきれいにしよう!

御宿の玄関、御宿駅周辺を草刈りなどできれいにしましょう。皆さんの参加をお待ちしています。

【期日】5月9日(土) 9:45 JR御宿駅集合(雨天中止)
作業できる服装で軍手、鎌、草刈機などの草刈り用工具を持参してください。
JR大網保線技術センターの職員の協力により安全確保に努めますが、係員の指示に従ってください。

【問い合わせ】産業観光課 TEL 68-2513

お知らせ

5月18日から5月24日は「春季行政相談強化週間」です 国の仕事に対する意見や要望は 行政相談委員へ

総務大臣から川名勲さん(久保1332-2 TEL 68-2292)が行政相談委員として再委嘱されました。国の仕事などについて苦情や要望などがありましたらお気軽にご相談ください。相談は無料で秘密は守られます。申し出は、口頭・電話・手紙などで受け付けています。

また、社会福祉協議会で開催している「心配ごと相談」に行政相談委員が月に1度出席していますのでご利用ください。出席日等詳しくは総務課まで問い合わせください。

【問い合わせ】総務課 TEL 68-2511

5月の心配ごと相談

【期日】1日(金)(一般行政・障害者相談)

22日(金)(一般・人権相談)

【場所等】地域福祉センター 9:00~12:00

【問い合わせ】町社会福祉協議会 TEL 68-6725

月の沙漠記念館企画展

漂う波間...半生の実り

「悠久のロマン 星野マサ油彩展」開催中

遺跡発掘に携わった経験から描かれる縄文時代から現代へとつながる心象風景を中心に油彩画60余点を展示しています。是非ご覧ください。

【期間】6月30日(火)まで

休館日 水曜日・祝日の翌日

【時間】9:00~16:30

【協賛出品】協谷幸正(千葉県美術会理事)による彫刻

土・日・祝日は、記念館前の契約駐車場をご利用ください。

【問い合わせ】月の沙漠記念館 TEL 68-6389

歴史民俗資料館企画展

「ふるさとの言葉と民話展」開催中

御宿町の民話と方言(人物・家・地理・月日・自然)について展示しています。是非ご覧ください。

「ぶらっと資料館へ見に来てくんなさあ!

じゃあ行って見んべや”

【期間】5月31日(日)まで

休館日 月曜日・祝日(祝日が月曜日の場合はその翌日)

【時間】9:00~17:00

【問い合わせ】歴史民俗資料館 TEL 68-4311

募集

いすみ農業実践塾 受講生募集

夷隅農林振興センターでは、5月に開講する「いすみ農業実践塾」の受講生を以下のとおり募集します。

カリキュラムは2年制で、農産物の販売を目的とした農業に必要な基礎的知識修得や農産物の栽培技術の実習を行います。1年目の基礎研修を終了された方は、2年目に、より実践的な専門研修を受講することができます。

【対象者】原則として農地を所有し、夷隅地域に定住する定年退職者や36歳以上のUターン・ターンで新たに農業を始めようとする方

【応募期間】5月14日(木)まで

【応募先 問い合わせ】夷隅農林振興センター TEL 82- 2213

お知らせ

女性のための健康相談について

夷隅健康福祉センター(夷隅保健所)では、女性医師による健康相談と保健師による電話相談を実施しています。以下のようなおことについてお悩みの方は、是非ご利用ください。

顔がほてったり汗をかきやすい。寝つきが悪く眠りが浅い。イライラしたりくよくよしたり憂うつになるなどの症状がある方。
月経不順、婦人科系の症状等で相談したい方
妊娠、避妊、不妊について相談したい方
性感染症について心配や悩みのある方
尿もれでお悩みの方

その他、心身の健康に関する一般的な相談を希望する方

【健康相談】毎月1回 第2月曜日 受付時間 13:00~ 14:00

(8月は第1月曜日、10月・1月は第3月曜日)

費用は無料で予約制、秘密は守られます。

【電話相談】土・日・祝日を除く毎日 9:00~ 16:00

【相談予約・電話相談 問い合わせ】

夷隅健康福祉センター TEL 73- 0147(専用電話)

深夜業に従事する労働者の自発的健康診断受診支援助成金制度について

千葉産業保健推進センターでは、深夜業に従事する労働者の自発的健康診断受診支援助成金制度(健康診断費用の3/4を助成)を実施しています。

詳しくは千葉産業保健推進センターまでお問い合わせください。

【問い合わせ】千葉産業保健推進センター

TEL 043- 245- 3551(6月1日以降は043- 202- 3639)

(URL) <http://www.chiba-sanpo.jp/>

お知らせ

65歳以上の方の介護保険料額がかわります!

平成21年度から介護保険料額がかわります。
65歳以上の方の保険料額は、御宿町で必要な介護保険にかかる総費用から算出した「基準額」をもとに、その方の所得に応じて決まります。
なお、基準額を算定するにあたっては、1回あたりのサービス量等を求め21年度からのサービス費用を算定しています。

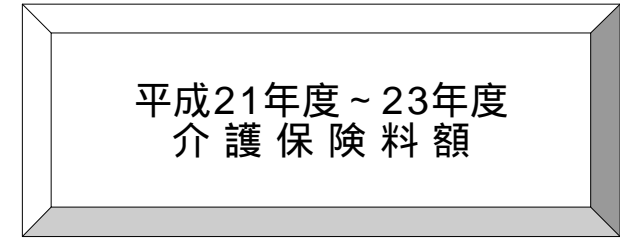
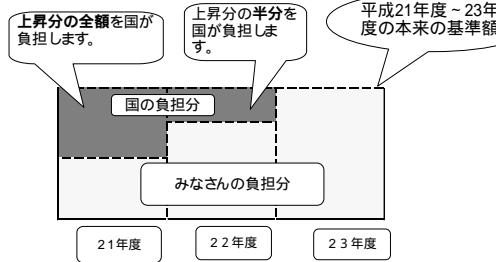
基準額の算出方法

必要な介護サービスの総費用 × 20% (65歳以上の方の負担分) ÷ 御宿町在住の65歳以上の方の人数

= 御宿町の保険料 基準額 39,600円(年額)
この基準額をもとに、所得に応じて6段階に分かれます。

国による介護保険料の軽減があります。

平成21年度から介護従事者の処遇を改善するために、介護報酬が改正されました。これに伴う介護保険料の増額分については、平成21年度は改定上昇分の全額、平成22年度は半額を国が負担することになります。



所得段階	対象となる方	保険料の調整率	保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者の方 老齢福祉年金受給者で、 世帯全員が市町村民税非課税の方	基準額 × 0.5	21年度 19,300円
			22年度 19,500円
			23年度 19,800円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で、 前年の合計所得金額と前年の課税 年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.5	21年度 19,300円
			22年度 19,500円
			23年度 19,800円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で、 第2段階に該当しない方	基準額 × 0.75	21年度 28,900円
			22年度 29,300円
			23年度 29,700円
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されて いるが、本人は市町村民税非課税の方	基準額 × 1.0	21年度 38,600円
			22年度 39,100円
			23年度 39,600円
第5段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所 得が200万円未満の方	基準額 × 1.25	21年度 48,200円
			22年度 48,800円
			23年度 49,500円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所 得が200万円以上の方	基準額 × 1.50	21年度 57,900円
			22年度 58,600円
			23年度 59,400円

住んでいる市町村で介護保険料が違う理由

介護保険料は、市町村ごとの介護保険サービスにかかる総費用によって決まります。介護保険サービスの種類を多くしたり、介護サービスの利用が増加すると費用額が上がるため、保険料も増えることとなります。

【問い合わせ】
御宿町保健福祉課
介護保険係
TEL 68- 6716